



マイナポイント第2弾の追加事業のお知らせ



マイナポイントPR
キャラクター
マイナちゃん

マイナポイント第2弾として、マイナンバーカードを新たに申請された方にも5000円分のマイナポイントを付与しています。

令和4年6月30日から令和5年2月末までの間、「健康保険証利用申込」と「公金受取口座登録」の手続きをした人を対象に、それぞれ7500円分のマイナポイントが付与されるキャンペーンが始まりました！

「健康保険証利用申込」とは…？

マイナンバーカードと健康保険証を連動させることで、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続きです。手続きを行った上で、医療機関に受診する際に同意があれば、これまでに処方された薬剤情報や特定検診情報を共有しスムーズに診察を受けることができます。さらに限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます。

「公金受取口座登録」とは…？

国などからの給付金を受け取るために、1人につき銀行口座を1口座、デジタル庁に事前に登録する手続きです。この手続きを行うことで、国民年金や児童手当等の今後発生する手続きの際に、口座情報や通帳のコピー等の書類の提出が必要なくなります。

→裏面に続きます

今回始まるキャンペーンに関しては、既に「健康保険証利用
申込」および「公金受取口座登録」をしている方も対象となっ
ているので、申し込みをおすすめします！

マイナポイントの付与の対象となるマイナンバーカードの申
請期限は、

令和4年(2022年)9月末

となっております。

また、第1弾で付与されたポイントが5000ポイント未満の
方も5000ポイント分に達するまで付与対象となります。

(例:第1弾で2000ポイントの付与があった場合、残り
3000ポイントまで付与の対象となります)

なお、マイナポイント第2弾の申し込み期限は

令和5年(2023年)2月末

となっているのでお早めの手続きをおすすめします！

マイナンバーカードをお持ちでない方は、役場住民課
にて申請手続きをすることもできます！

ご不明な点等ございましたら、お気軽に下記までお問
い合わせください。

【担当窓口】

猿払村役場住民課 生活環境係

TEL (01635)-2-3133



「マイナポイント第2弾」につ
いてはこちらのQRコードか
らも知ることができます！

